

令和7年度第2回米沢市障がい者・高齢者福祉施設燃料費等助成金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、食材費や燃料費等物価高騰による障がい者・高齢者福祉施設（以下「社会福祉施設等」という。）の設置者等の負担を軽減するため、市長が予算の範囲内で交付する助成金に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語は、次の各号に掲げる法律において使用する用語の例による。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

(助成金の交付対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）とは、社会福祉施設等の設置者等のうち、施設等を運営している者又はその事業若しくはそのサービスを実施している者とする。

(補助対象事業)

第4条 この助成金の交付対象となる事業は、社会福祉施設等の運営又はサービス若しくは事業の実施であって、次の各号すべてに適合しているものとする。

- (1) 市内に社会福祉施設等を有し、令和8年1月1日において運営又はサービス若しくは事業を実施していること。
- (2) 申請日時時点で事業を廃止又は休止していないこと。

(助成金の額)

第5条 この助成金の額は、別表1及び別表2に定める額とする。

(交付申請)

第6条 補助事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業者の住所、法人等名、代表者、電話番号
- (2) サービス種別、事業所数、定員数、対象施設名、申請額
- (3) 助成金の振込を希望する金融機関の口座に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 前項に定める申請書は、障がい者福祉施設については「令和7年度第2回米沢市障がい者

福祉施設等燃料費等助成金申請書（様式第1号）」を、高齢者福祉施設については「令和7年度第2回高齢者福祉施設等燃料費等助成金申請書（様式第2号）」を提出するものとする。

3 第1項の規定により申請することができる期間は、市長が別に定めるものとする。

（交付の決定）

第7条 市長は、申請書を受領した場合は、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときはその旨を、助成金を交付することが不相当と認めるときはその旨及びその理由を、書面により申請者に通知するものとする。

（助成金の支払）

第8条 市長は、前条に規定する助成金の支給を決定したときは、申請者が指定する金融機関口座に口座振替の方法により支払うものとする。

（助成金の返還）

第9条 市長は、助成金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、その全部又は一部を返還させることができる。

（書類等の保管）

第10条 補助事業者は、助成金交付に係る申請書や決定通知書及び受領を証する書類等は、受領した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和8年2月1日から適用する。

（この要領の失効）

2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付を決定した助成金については、同日後もなおその効力を有する。

別表1 障がい者福祉施設等

種別	サービス種別	基準額（定額補助）
入所系施設	ア 障害者支援施設	【定員29人以下】 1施設 42万円×1/2 【定員30人以上】 定員×1万4千円×1/2
	イ 療養介護事業所	
	ウ 宿泊型自立訓練事業所	
	エ 共同生活援助事業所 (介護サービス包括型)	
	オ 共同生活援助事業所 (日中サービス支援型)	
	カ 共同生活援助事業所 (外部サービス利用型)	
通所系施設	キ 生活介護事業所	1施設 14万×1/2
	ク 短期入所事業所 (単独型事業所に限る)	
	ケ 自立訓練事業所 (機能訓練)	
	コ 自立訓練事業所 (生活訓練)	
	サ 就労選択支援事業所	
	シ 就労移行支援事業所	
	ス 就労継続支援A型事業所	
	セ 就労継続支援B型事業所	
	ソ 児童発達支援事業所 (児童発達支援センターを含む。)	
	タ 放課後等デイサービス事業所	
訪問系施設	チ 居宅介護事業所	1施設 3万5千円×1/2
	ツ 重度訪問介護事業所	
	テ 同行援護事業所	
	ト 行動援護事業所	
	ナ 就労定着支援事業所	
	ニ 自立生活援助事業所	
	ヌ 地域移行支援事業所	

ネ	地域定着支援事業所
ノ	計画相談支援事業所
ハ	居宅訪問型児童発達支援事業所
ヒ	保育所等訪問支援事業所
フ	障害児相談支援事業所

- 1 入所系施設における定員は、関係法等の規定による指定を受けた令和8年1月1日時点の数をを用いること。また、併設する短期入所事業所がある場合には、その定員を追加すること。
- 2 共生型サービスにおいて、障がい者（児）及び要介護者に同一の場所で同時にサービスを提供する等、双方の事業所を一体的に運営している場合は、障がい者又は高齢者福祉施設どちらか一方の助成金のみを申請すること。

別表2 高齢者福祉施設

種別	サービス種別	基準額（定額補助）
入所系施設	ア 介護老人福祉施設	【定員29人以下】 1施設 42万円×1/2 【定員30人以上】 定員×1万4千円×1/2
	イ 地域密着型介護老人福祉施設	
	ウ 介護老人保健施設	
	エ 介護医療院	
	オ 認知症対応型共同生活介護事業所	
	カ 養護老人ホーム	
	キ 軽費老人ホーム	
	ク 有料老人ホーム	
	ケ サービス付き高齢者向け住宅	1施設 13万円×1/2
通所系施設	コ 通所介護事業所	1施設 14万円×1/2
	サ 地域密着型通所介護事業所	
	シ 通所リハビリテーション事業所	
	ス 認知症対応型通所介護事業所 （共用型を除く）	
	セ 短期入所生活介護事業所 （単独型に限る）	
	ソ 短期入所療養介護事業所 （単独型に限る）	
	タ 小規模多機能型居宅介護事業所	
	チ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	
	訪問系施設	
テ 定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所		
ト 夜間対応型訪問介護事業所		
ナ 訪問入浴介護事業所		1施設 3万5千円×1/2
ニ 訪問看護事業所		
ヌ 訪問リハビリテーション事業所		
ネ 居宅介護支援事業所		
ノ 福祉用具貸与事業所		
ハ 特定福祉用具販売事業所		

	(福祉用具貸与事業所と一体的に運営されているものを除く)	
	ニ 介護予防支援	

- 1 介護予防サービスを含む。
- 2 入所系施設における定員は、関係法等の規定による指定を受けた令和8年1月1日時点の数を用いること。また、併設する短期入所生活介護または短期入所療養介護については、その人数を定員に追加すること。
- 3 同一建物内にユニット型及びユニット型以外の介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設が併設されている場合は、各々の定員を合算した上で1施設とみなす。
- 4 訪問介護には、介護予防・日常生活支援総合事業における「訪問型サービス」を含む。
- 5 通所介護には、介護予防・日常生活支援総合事業における「通所型サービス」を含む。
- 6 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅と同一建物に併設し、令和7年度において「同一建物減算」を受けている通所系施設及び訪問系施設の事業所は対象外とする。ただし、「同一建物減算」の算定対象とならない利用者を受け入れている場合は支給対象とする。
- 7 医療みなし指定事業所（健康保険法（大正11年法律第70号）の指定保健医療機関が介護保険法第71条の指定を受けたとみなされた訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所及び通所リハビリテーション事業所）は、対象外とする。